

(3) 調整事件の処理状況

ア 令和8年第1号あっせん事件

申請年月日	令和8年2月9日
終結状況	取下げ
申請者	X労働組合
被申請者	Y株式会社
調整事項	2025年年末一時金について、会社回答額の根拠の具体的説明及び上積みの要求

(ア) 当事者

申請者は、富山県内に事務所を置く労働組合である。

被申請者は、富山県内に本社を置く株式会社である。

(イ) 概要

X組合の2025年年末一時金要求に対するY会社の回答金額について、内訳の説明を求めたが、Y会社は「数字での説明はできない。上積みもない。」との主張を繰り返すばかりであった。Y会社から納得のいく説明を求めるとともに、併せて一時金の上積みを要求するため、労働委員会にあっせんを申請した。

(ウ) 双方の主張

〈組合側の主張〉

Y会社は黒字決算見込みとのことであり、儲かっているはずだが、結局、年末一時金は夏季一時金と同額とのことであり、到底納得できない。

〈使用者側の主張〉

決算期をまたぐのは避けたく、期末までに提示した年末一時金額を払っておきたい。

(エ) 申請までの経緯

令和7年

11月6日 X組合が「年末一時金(3.0ヶ月分・70万円)要求申入書」をY会社に提出。

11月7日 Y会社が回答書(組合員1人当たり平均45万円)提出。

11月17日 団体交渉(1回目)開催。X組合が、45万円の根拠について決算書、見込み利益等、数字による説明を要求したところ、Y会社は、「世間的な平均より上であり、役員会でも一致したので上積みはない。」「(今期は黒字の見込みだが、)現時点で業績をデータや数字で説明することはできない。」と主張。

- 11月27日 団体交渉（2回目）開催。X組合が、「黒字なら尚更、説明が必要になるし、上積みしてほしい。」と要求したところ、Y会社は、「数字での説明はできない。」としながらも「簡単な数字ならば」と昨年上期・下期、今期上期の売上を記載したメモ書きが翌日提出された。
- 12月18日 団体交渉（3回目）開催。X組合が、メモ書きの売上、利益を精査したところ（赤字となり）、金額的につじつまが合わないので、説明してほしい旨要求したところ、Y会社は、「数字での説明はできない。上積みもない。」と主張するのみであった。

令和8年

- 1月8日 団体交渉（4回目）開催。X組合から、「数字での説明がなく、それでも黒字であるならば、5万円の上積みをしてほしい。」旨要求したところ、Y会社は、「今期の数字は出せないが、今後の中期計画を作成しているので、期末には出せる。」と回答。
- 1月20日 団体交渉（5回目）開催。X組合から、「中期計画の提出は今回の一時金とは別モノである。」、「黒字ならば上積みがないと納得できない。」と上積みを要求したところ、Y会社は、「数字での説明はできない。上積みもない。」との主張を繰り返した。
- 1月21日 X組合が、これ以上団交しても進展しないと判断し、X組合として「時間外労働拒否」の通告書を提出。（期間：1/21～解決まで）

（オ） 申請後の経過

令和8年

- 2月9日 X組合があっせんを申請。X組合への事務局調査を実施。
- 2月16日 事務局において、被申請者側の事前調査を実施することとしていたところ、同日、労使間で年末一時金について妥結し、あっせん申請が取り下げられた。